○農林水産省告示第千九十六号

第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び

令和四年七月五日

農林水產大臣 金子原二郎

1 (1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の 存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び	登録品種の属する		育成者	品種登録を受ける者	
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	権の存	の氏名又は名称及び	出願公表の年月日
	種類		続期間	住所又は居所	
第29269号 令和4年6月21日	Oryza sativa L.	きんえぼし 吟鳥帽子	25	地方独立行政法人青森県産 業技術センター 青森県黒石市田中82番地9	平成29年12月19日

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。 (「次のとおり」は、省略し、農林水産省のウェブサイトに公表して縦覧に供する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び	登録品種の属する		品種登録を受ける者		輸出する行為を制限
年月日	農林水産植物の	登録品種の名称	の氏名又は名称及び	指定国	する旨
	種類		住所又は居所		
第29269号 令和4年6月21日	Oryza sativa L.		地方独立行政法人青森県 産業技術センター 青森県黒石市田中82番地 9	なし	登のを外国苗び消もする品種護以定種及終出を当時なっにる対目の別を当りのと当りの別を当りのでの出国外収益を対しのを当りのでの出国外収益を制度がある。